

重要事項の記載事項

訪問看護ステーションはなみずき < 掲示版 >

事業所名 訪問看護ステーションはなみずき
所在地 兵庫県神戸市北区有野台 2 丁目 1-16-703
電話・FAX 078-907-5212・078-907-5213
事業所番号 2865090456
開設年月日 2020 年 7 月 1 日

運営の目的

要介護または要支援状態の利用者に、(介護予防) 訪問看護 (以下訪問看護) のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した療養生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

運営方針

1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護または要支援状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図るものとします。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者、地域包括支援センター、保健医療及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
5. 訪問看護の提供に際しては、主治医の指示のもと利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に絶えず報告を行い、密接な連携を行うものとします。

業務の内容

1. 訪問看護計画書の作成及び評価。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえ、療養上の目標達成するための具体的なサービス内容を記載します。
2. 訪問看護計画書に基づく訪問看護の提供 (サービス内容)
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 褥瘡の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導・相談
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
3. 訪問看護報告書の作成

緊急対応方法

必要に応じ、臨時応急手当を行うとともに、すみやかに主治医へ

報告し必要な指示を仰ぎ、適切な措置を講じます。

従業者

1. 管理者
事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、給付管理、適切な訪問看護計画、業務の遂行、法令遵守に必要な指示ができるよう業務に従事します。
2. 看護職員
医師の指示のもと、訪問看護計画の作成、利用者に対し必要な訪問看護を行います。サービスに関わる他の関係各所と協力し、きめ細やかなサービスの提供を行い、必要時計画変更、訪問看護報告書の作成を行います。
3. 理学療法士
医師の指示のもと、リハビリテーション計画の作成、利用者に対し必要なリハビリテーションを行い、状態に応じた計画変更、及び報告書の作成を行います。
4. 看護補助・事務
看護師同行のもと、指示の補助業務を行う。事業所の事務業務。

利用料金

1. 保険給付サービス
訪問看護の費用は、サービス提供時間に応じて定められた金額及び加算の金額がサービス提供費用となります。
通常の実施地域：神戸市北区全域と、兵庫区、中央区、灘区、東灘区、西宮市、三田市の一部担当区域
2. 通常の実施地域以外の居宅に訪問する費用
通常の営業地域を越えた地点から居宅まで、1 km につき 30 円
3. エンゼルケアの費用 (死後の処置は保険外) 10,000 円
4. 自費訪問看護

介護、医療保険で補うことが不可能かつ、利用者とその家族の心身の負担の軽減を目的とします。サービス内容、料金は介護保険に準じ、事業所の理念に沿ったものとします。(契約書に示す)

個人情報の保護に関する事項及び業務持続化計画

1. 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」に基づき厳正に管理します。
2. 災害時、感染症蔓延時等により自事業所でのサービス継続が困難な場合、その個人情報を活用し、サービス継続が出来るよう地域の訪問看護ステーション、保健福祉関係各所と連携します。

高齢者虐待防止措置

1. 高齢者虐待防止法に基づき、職員の年 2 回の研修を行います。
2. 虐待の事実を認めた場合は、速やかに管轄エリアの支援センターへ報告いたします。

カスハラ対策法

1. 法令に基づき、いかなるハラスメントも厳正な対応で対処し、働きやすい環境づくりを目指します。